

多摩川・荒川等 流域別下水道整備総合計画の改定案について

流域別下水道整備総合計画（流総計画）とは

- 国：東京湾の水質環境基準を達成・維持するために
「東京湾流域別下水道整備総合計画に関する**基本方針**」をR5年2月に策定
- 都：国が定めた基本方針に基づき、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（**流総計画**）」の改定に向け調整中（現計画H20～R6）

※市は、東京都が定める流総計画に基づき公共下水道の事業計画を定めるため、流総計画は下水道整備に関する総合的な基本計画となる。

下水道法に基づく手続き（東京都からの意見照会）

- 令和6年10月28日付で、東京都から調布市に対し意見照会
- 回答期限である、令和7年1月6日までに回答
- 令和7年3月流総計画改定予定

改定案の概要

① 計画期間

令和7年度～令和31年度

② 処理区

調布市は、野川処理区

③ 計画汚水量の見直し

将来人口推計や近年の使用水量の動向を踏まえた変更

④ 下水処理区の変更（多摩部）

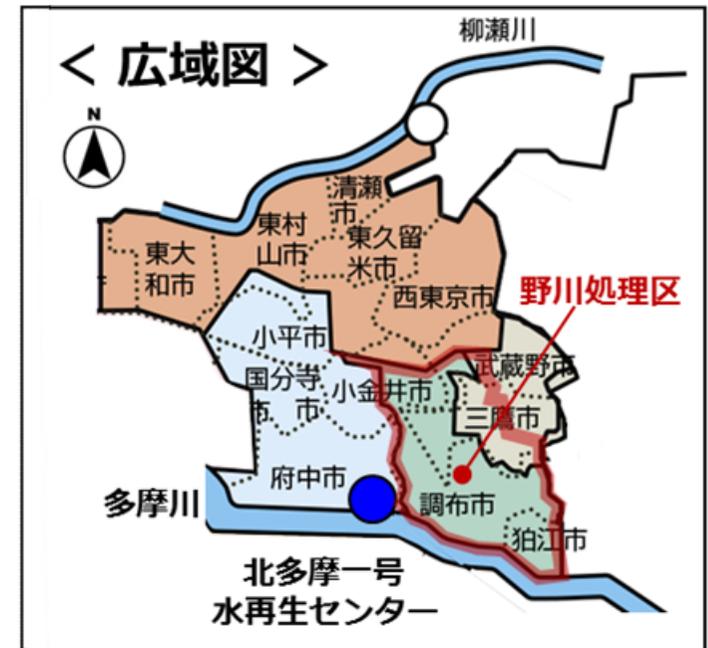
三鷹市東部処理区を野川処理区に編入
野川処理区の水再生センター計画廃止

※下水処理は、森ヶ崎水再生センター（大田区）に加え、北多摩一号水再生センター（府中市）で処理する計画

⑤ 中央防波堤埋立地の区域編入（区部）

市街化区域の変更に伴う区域編入

④ 下水処理区変更



⑤ 中防埋立地の区域編入

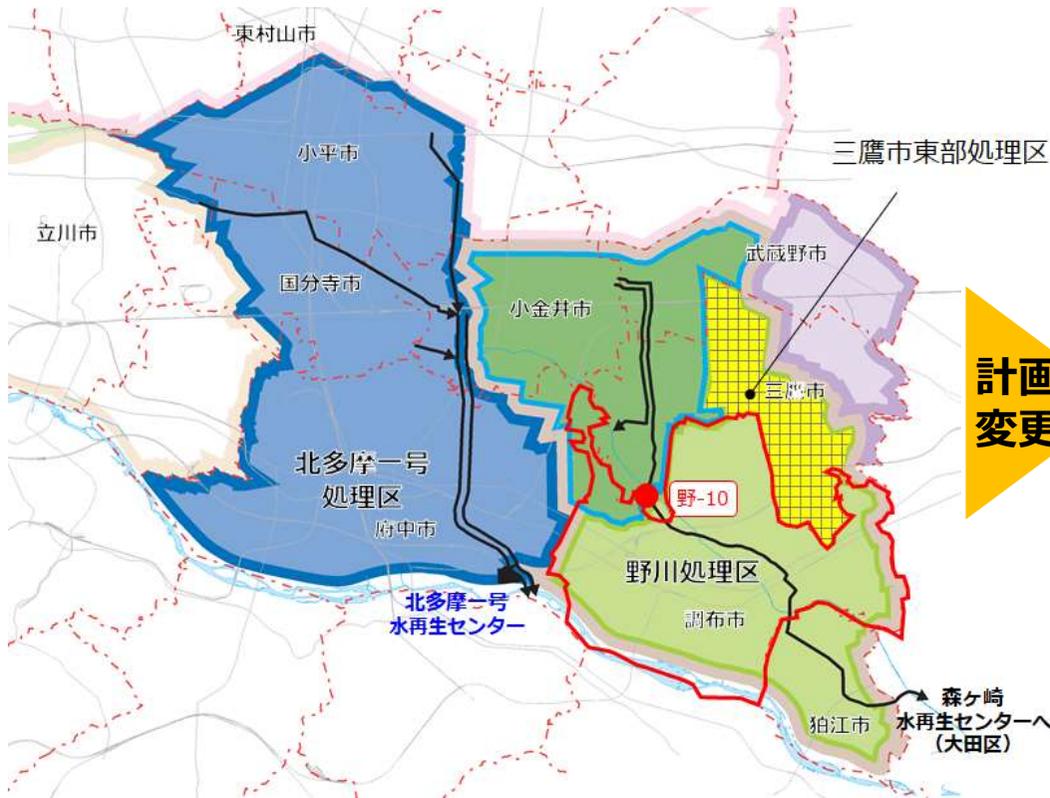


【凡例】

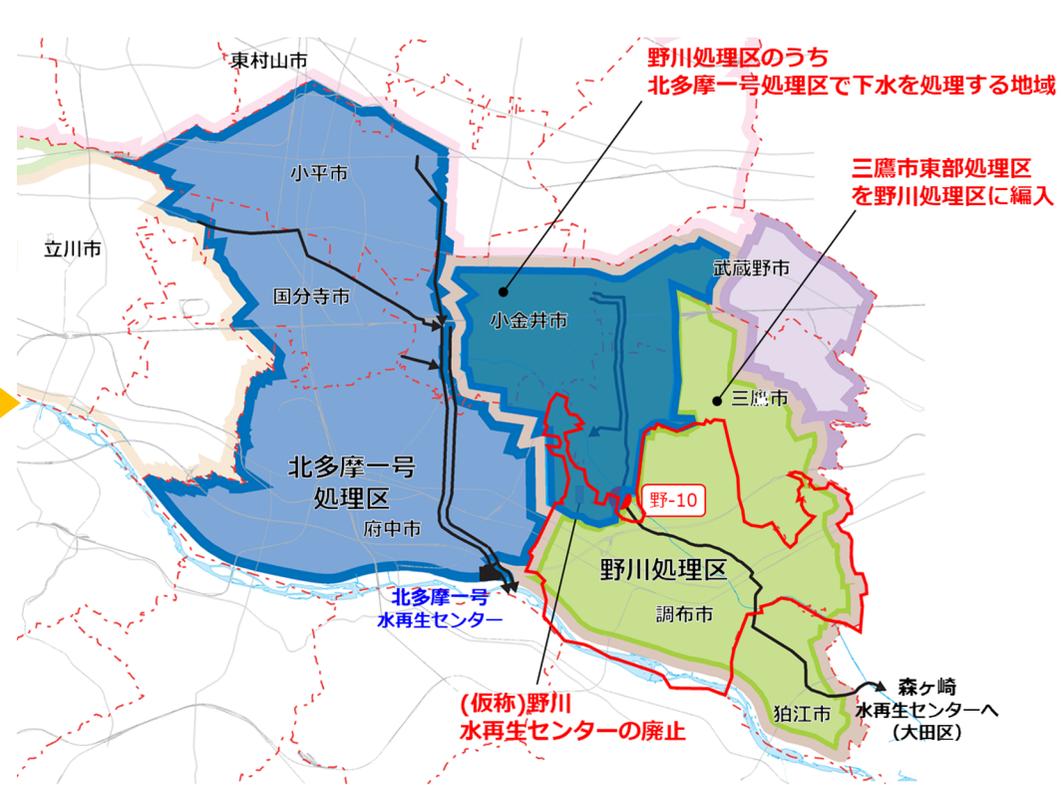
	市街化区域 及び 公共下水道計画区域 (約 304 ha)
	江東区海の森
	大田区令和島
	江東区 (埋立未竣工)

改定案の概要（下水処理区の変更概要①）

- 三鷹市東部処理区を廃止し，野川処理区に編入
- （仮称）野川水再生センター（調布基地跡地内）計画を廃止
 - ⇒ 野川処理区の北西地域の下水について，北多摩一号水再生センターで処理
北多摩一号水再生センターの施設増強等が必要



現行計画



改定案

改定案の概要（下水処理区の変更概要②）

野川処理区の下水を北多摩一号水再生センターで処理するためには施設増強等が必要

- ①流域下水道幹線を整備
- ②北多摩一号水再生センターの施設能力増強
- ③高低差があるため幹線ルート上にポンプ所を整備

